

## オリンピック文化プログラムの動向について

公益財団法人東京都歴史文化財団  
アーツカウンシル東京 企画室  
オリンピック文化戦略担当課長 石綿 祐子

今年はいよいよオリンピック・パラリンピック・リオ大会が開催される。オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの重要性は幾度となく語られてきた。“The Olympics is the wedding of sport and art”とは、近代オリンピック提唱者のフランスのクーベルタン男爵の言葉だが、第1回オリンピック大会が1896年にギリシャ・アテネで開催されたときから、文化プログラムが実施されてきた。そして前回2012年のロンドン大会での文化プログラムは、「英国の誰もがロンドン2012に参加するチャンスを提供し、あらゆる文化に共通する創造性を、とりわけ若者たちに喚起すること」を目的とし、4年間にわたり英国全土を巻き込みながら4000万人以上が参加した、それまでにない大規模なものとなった。そして、特に障害をもつアーティスト達をフューチャーしたアンリミテッド・プログラムの成功にみる創造活動の可能性の拡がり、競技会場でもあったロンドン・ウェスト・エンド地区の再開発、そして都市の世界ランキングでロンドンが1位と評価されるようになるなど、オリンピック・パラリンピック文化プログラムの「レガシー」として、大きな成果を挙げた。

その文化プログラムによる「レガシー」という考え方、ロンドンの都市戦略としての成功体験をいかに継承していくかが、2020年に向けての東京での文化プログラムに求められている。

そして2016年オリンピック・パラリンピック・リオ大会の閉会式終了後より、2020年の東京大会にむけたカルチュラル・オリンピアド期間となる。現在、このカルチュラル・オリンピアド期間を目前にして、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下組織委員会）、政府、地方自治体、教育機関、そして民間企業・団体など、様々なセクターが文化プログラムの具体的な検討を進めている。特に文化プログラムに関わる主なセ

クターである組織委員会、文化庁、東京都についてみると、組織委員会はオリンピック憲章にのっとって、文化庁は2015年5月に決定された第4次基本方針での「文化芸術立国」をめざして、そして東京都は2015年3月に発表された東京文化ビジョンに沿った「世界一の文化都市」をめざして、文化プログラムを展開していく。

その中で東京都では都が主導する文化プログラムの基本方針として、「文化プログラムを牽引するシンボリックな事業を展開する」、「様々な主体の新たな発想を取り入れて事業展開を推進する」、「海外との交流を推進し、国際的な発信力を強化する」、「東京と全国各地が連携して、オールジャパンとして魅力を向上していく」、「様々なセクターとの連携により芸術団体等の活躍を支援し、文化の祭典としての機運を醸成する」といった5つの柱を打ち出している。組織委員会、文化庁、都—それぞれの文化プログラムの基本方針は文言さえ多少違っていても、大きくは「伝統と現代」、「次世代育成」、「様々な人々の参加」、「世界へのアピール」、そして「オール・ジャパン体制」といった視点は共通している。

東京都はこれらの基本方針に基づき、文化プログラム実施に向けた制度設計に入っているが、その他具体的な動きとして、2015年に文化プログラムのリーディング事業として演出家野田秀樹氏による「東京キャラバン」を始動し、今年のリオ大会期間中には、東京キャラバンをはじめ、アーティスト日比野克彦氏が主導する「TURN」、東北復興の紹介も含めた伝統芸能公演などを予定している。文化庁では、文化プログラム推進の体制づくりとして、懸案であった地域版アーツカウンシルの構築につながる「地域における文化施策推進体制の構築促進事業」がスタートする他、スポーツ文化ワールドフォーラムが今年の秋に予定されている。

またオリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致と相まって、様々な自治体も文化プログラムに名乗りをあげている。その他注目される動きとしては、文化プログラムとは謳っていないものの、企業メセナ協議会が「創造列島」と銘打ち、2020年を契機とした未来を創造する芸術・文化の振興・企業メセナの充実を目指す全国各地での芸術・文化プロジェクトの推進に着手している。

東京都をはじめ、様々なセクターが文化プログラムの実施に向けて動き出しているが、オリンピック・パラリンピックとしての公式文化プログラムは組織委員会が認証したものとなる。組織委員会が策定する「アクション&レガシープラン」に沿って、その運営方針等が固まり次第、「文化プログラムとは何ぞや」ということがより具体的に提示され、あわせて公式プログラムにはならないプログラムの位置づけも制度的に整備されていくことになる。

こうしたいわゆるブランドが整理されることで、既存の

事業も含め、様々なプログラムが、公式・非公式含め2020年に向けた文化プログラムとして一斉に立ち現われてくるだろう。イベントに終わってしまうことを危惧する声も聞かれるが、そうした、一時の華やかさも大いに受け入れつつ、芸術文化環境の向上には最大級のこの機会に、2020年以降にレガシーとして残すべきものをどう組み込んでいくか。芸術文化に関わる若者の創造環境・労働環境の課題解決、公共と民間の積極的な連携、地方創生に資する芸術文化のあり方、様々な創造活動を促すであろう規制緩和、海外に向かっても強度のある芸術文化の打ち出し方など、こうしたことを織り込みながら文化プログラムの構築を図っていくことが肝要となる。2020年以降を見据えた創造力とはどのようなものか、社会と芸術文化の関係は、メディアと表現の可能性は、そして都市と人々の生活の有り様とは—この4年間の様々なセクターによる文化プログラムが、新しい未来の牽引となることを心より願ってやまない。

## NEWS for Cultural Economics .....

2016年

7月2・3日

(土・日)

2016年度研究大会（大阪）のご案内

## 大会テーマは「文化資源の活用による地域再生 —その成果と検証—」

2016年度文化経済学会（日本）研究大会を、7月2日（土）・3日（日）の二日間にわたり（前日1日（金）午後 エクスカーションを実施）、大阪府東大阪市にある大阪樟蔭女子大学において開催いたします。会員の皆様のご参加をお待ちしております。大会の概要は下記のとおりです。

### ■大会会場：大阪樟蔭女子大学

〒557-8550 大阪府東大阪市菱屋西4-2-26

最寄り駅 近鉄奈良線河内小阪駅・河内永和駅またはJRおおさか東線 JR河内永和駅下車。いずれの駅からも徒歩約4-5分。

### ■大会テーマ：

「文化資源の活用による地域再生-その成果と検証-」

7月2日（土）午後に予定している今大会のシンポジウムは、地域に根ざした文化資源を活用し、地域活性化に取り組んでいる四地域の事業・プロジェクトをとりあげ、その成果に焦点を当てて、実践・研究上の課題・今後の方向性を検討します。

### ■シンポジウム企画

【テーマ】「文化資源を活用した都市・地域再生：アウトカム・インパクトを検証する」

### 【企画趣旨】

行政・民間を問わず、地域活性化・地域課題解決のために潜在的な文化資源を活用していくことが各地で行われるようになった。それらの取り組みは、都市・地域の活性化にどのように結びついているのか。そこ

で、本シンポジウムでは、地域バランスや人口規模を勘案しつつ、歴史的建造物、古民家、まちづくり、食文化、炭鉱遺産等文化資源を活用した全国各地の代表的かつ先進的な事業・プロジェクトを取り上げる。そして、それらの効果、特にアウトカム、インパクトに焦点を当て、実践上、研究上双方の課題・今後の方向性を検討したい。

#### 【事業・プロジェクト／パネリスト（予定）】

あいちトリエンナーレ／大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授 吉田 隆之氏

一般社団法人 NOTE の古民家再生／一般社団法人 NOTE 代表理事 金野 幸雄氏

そらち産炭地域活性化戦略／NPO 法人炭鉱の記憶遺産推進事業団理事長・札幌国際大学観光学部教授 吉岡 宏高氏

食文化創造都市・鶴岡／三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 主席研究員 太下 義之氏

#### 【モデレーター】

鳥取大学地域学部教授 野田 邦弘氏

また、同じく2日（土）午後には、昨年度の駒澤大学での大会と同様に二つの特別セッションを設けます。

#### ■特別セッション企画

**セッション1**：「スポーツが文化や経済、社会にどのような役割を担っているのか」

**セッション2**：「日本におけるアーツカウンシルの現状と展望（仮題）」

大会前日の1日（金）午後には、次の二つのコースでのエクスカージョンを予定していますので、是非こちらにもご参加下さい。

#### ■エクスカージョン企画

**エクスカージョン1**：「大阪アートクルーズ」

昭和の街並み、人びとのつながりや人情が色濃く残る大阪南部阿倍野・天王寺界限にあるオルタナティブな

二カ所のアートスポットにご案内します。社会とアートの接続点、人びとのつながりをつくる場所をめざして4月に移転オープンする「ゲストハウスとカフェと庭コロシアム」と、障がい者の母親たちによって設立され、築80年の町家を改装して地域に開かれたアトリエとギャラリーを設けているアトリエコーナス（Atelier CORNERS）の二つです。

#### ■エクスカージョン2：「東大阪モノづくり企業ツアー（仮題）」

大阪樟蔭女子大学が立地する東大阪地域は、事業所数、出荷額ともピーク時と比べて6割に減少したとはいえ、依然として6000を超える中小製造業の事業所が集積し、東京都大田区と並ぶモノづくりのまちとして知られています。数ある企業の中から、伝統に根ざした事業を展開しているところ、オンリーワン企業をめざし新たな取り組みをはじめた事業所まで、特色のあるいくつかの企業をピックアップし、回ります。

なお、エクスカージョンの訪問先、集合時間・場所、参加費等の詳細については、次回のニューズレターでお知らせする予定です。

最後に蛇足ながら宿泊先について申し添えておきたいと思います。

#### ■宿泊について

大阪樟蔭女子大学の最寄り駅となる近鉄奈良線河内小阪駅・河内永和駅（JR河内永和駅と隣接）の両駅には近鉄難波駅から15分程度、近鉄奈良駅から40分程度で到着します。難波周辺だけでなく奈良駅周辺のホテルも宿泊先の候補になるかと思います。2015年は、中国をはじめとするアジアからの団体客急増によって大阪のホテルは予約がきわめて取りにくい状況が続いています。河内小阪駅や近隣駅周辺のビジネスホテルも同様ですので、早めのご予約、あるいは場所の幅を広げて当たられることをおすすめしたいと思います。

### 研究発表申込みおよび参加申し込みについて

- ・研究発表申込み：1月25日（月）～3月10日（木） 学会ホームページよりオンラインにて受付終了
- ・大会予稿・フルペーパー受付：4月1日（金）～5月27日（金） オンラインにて受付予定  
発表者に個別に通知します
- ・参加申し込み：5月20日（金）～6月20日（月） 締め切り  
学会ホームページよりオンライン、もしくはFAX・郵送にて受付予定

■日程：下記参照（現時点でのスケジュールですので、時間や内容等に変更の可能性があります。）

7月1日（金）	午後	<b>エクスカーション</b> ① 大阪アートクルーズ ② 東大阪モノづくり企業ツアー（仮題）
7月2日（土）	10:00-11:45 11:45-13:00 13:00-15:00  15:15 - 17:30  18:00-20:00	<b>分科会①</b> <b>ランチタイム（理事会 11:50-12:50）</b> <b>特別セッション①</b> 「スポーツが文化や経済、社会にどのような役割を担っているのか」 <b>特別セッション②</b> 「日本におけるアーツカウンシルの現状と展望（仮題）」  <b>シンポジウム</b> 「文化資源を活用した都市・地域再生：アウトカム・インパクトを検証する」  <b>【事業・プロジェクト／パネリスト】</b> あいちトリエンナーレ／大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授 吉田隆之 一般社団法人NOTEの古民家再生／一般社団法人NOTE代表理事 金野幸雄 そらち産炭地域活性化戦略／NPO 法人炭鉱の記憶遺産推進事業団理事長／札幌国際大学観光学部教授 吉岡宏高 食文化創造都市・鶴岡／三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員 太下義之  <b>【モデレーター】</b> 鳥取大学地域学部教授 野田邦弘  <b>懇親会（於 大阪樟蔭女子大学生協食堂）</b>
7月3日（日）	10:00-11:45 11:45-12:45 12:45-13:15 13:20-14:00 14:10-16:30	<b>分科会②</b> <b>ランチタイム</b> <b>文化経済学会&lt;日本&gt;総会</b> <b>新会長講演</b> <b>分科会③（一部分科会は -17:05まで）</b>

## 2015年度文化経済学会〈日本〉秋の講演会

### 全体報告

#### 秋の講演会報告：「大地の芸術祭と人々」（新潟）

澤村 明（新潟大学）

2000年から始まり、2015年に第6回を終えた「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」がどのような影響を地域社会に及ぼしたのか。出品アーティスト、現地で携わった、研究者を交えて振り返るシンポジウムと、現地見学会のエクスカージョンを開催した。

#### 1. シンポジウム

シンポジウムは、10月24日（土）の15時から17時まで、新潟市中央区の朱鷺メッセ中会議室で開催した。参加者は非会員も含めて40名弱であった。

内容は、以下のパネラー4名によるプレゼンテーションの後、会場との質疑応答を含めたディスカッションである。

水落静子（うぶすなの家主宰者）

村木 薫（彫刻家、大地の芸術祭参加アーティスト）

鷺見英司（新潟大学経済学部准教授）

寺尾 仁（新潟大学工学部准教授）

（以上、発表順。司会：澤村 明）

水落静子は、1924（大正13）年に建てられた萱葺農家を、2006年開催時に「空き家プロジェクト」の一つとして改修し、やきものミュージアム兼農家レストランにして、会期以外にも営業している「うぶすなの家」を切り盛りしている。その体験談、集落の人々との生活などを語っていただいた。十日町特産の和服での登壇であって、シンポジウム後の懇親会でも彼女を取り囲んで話を聞こうとする参加者が絶えなかった。

村木薫は2000年の初回以来、松代の民家等の土壁を修復するプロジェクトを住民参加で毎回手がけてきた。その経緯、芸術祭の変化や住民の受容などについて、アーティストの立場からの証言であった。

鷺見英司と寺尾仁は、澤村編著『アートは地域を変えたか 越後妻有大地の芸術祭の13年：2000-2012』（慶應義塾大学出版会）の共著者である。鷺見は、ソーシャル・キャピタルを調べることで、地域社会の人々の「つながり」にどのような変化が起きたか、定量的な調査結果を説明したが、数理的な内容であって聴衆がどの程度理解したかは不明である。また質疑で、芸術祭とソーシャル・キャピタルの因果関係を問う批判も出ている。寺尾は大地の芸術祭の準備段階から開催まで、地元の人たちの反応を調べ、人々がどのように変容したかを考察するという、定性的な研究結果を発表した。

#### 2. エクスカージョン

今回の講演会は、大地の芸術祭の常設アートを見て回ろうというエクスカージョンのほう为主体であったのだが、企画側の準備に手違いがあり、ハプニングツアーといってもよい事態となった。シンポジウムを開催した新潟市内から貸切バスで回る予定がバスの手配ができておらず、鉄道で現地へ向かった一団と、新潟市からレンタカー等で現地へ向かった組とに分かれることとなった。

現地でのガイドを依頼していた北川フラムとは無事に合流でき、レンタカー組は予定通りに、また鉄道組は予定の半分ほどの解説を聞くことができた。また、いくつかの常設アートを見学して回ることができた。準備の手違いとは、大地の芸術祭ボランティアである「小へび隊」に参加している新潟県観光振興課職員が協力してくれた中で、バス予約についての確認を怠ったことにある。幸い、現地でのマイクロバス調達、レンタカーに乗りきれない参加者を彼女の自家用車で現地まで乗せてくれるなど、臨機応変に対応してくれたため、中止せずに済んだ。



2016年  
10月29日  
(土)

2016年度秋の講演会は、東京で開催されます

## 2016年度秋の講演会（東京都） 開催日程等のご案内

開催地： 東京（日本大学理工学部1号館：東京都千代田区神田駿河台）  
日程： 2016年10月29日（土）  
14:30～17:30（研究会）、18:00～19:30（懇親会）  
テーマ： 公立文化施設が目指す目標と実態の狭間

公立文化施設（劇場・ホール等）が掲げている基本方針とその実態にはギャップがあると言われていています。文化振興に関する条例を策定している自治体は少なく、自治体内部の理解も乏しいことから、人材・組織・体制に課題を抱えていることが、これまでの調査からも指摘されています。

芸術監督やプロデューサーの登用、施設の専門化・高度化、練習機能の充実、地域性に根差した取り組み、官民挙げての基金創出など様々な特色ある展開が実施されてきた一方で、公共建築の維持・改修・更新に係るコスト負担増、大震災で露呈されたリスク管理の甘さ、導入から10年以上を経て来た指定管理者制度の課題もあります。急激な人口構成の変化と少子・高齢社会、非正規雇用率4割（厚生労働省「平成26年度就業形態の多様化に関する総合調査」）という数字にも構造的変化が確実に現れ、文化施設にもその大波が押し寄せて来ています。

地域コミュニティと文化の関わり大切さが再認識されたと言われていているものの、文化施設は相変わらず従来の発想から抜け出せずにいるように感じます。だからこそ、高い目標と当面の課題、求められる社会的課題と現実の狭間を見つめ直してみる必要があるのではないのでしょうか。従来通りの公演・鑑賞・教育といった領域から一步踏み込んで活動している運営者・研究者の人たちの話を聞きながら、検討すべき事柄を浮彫りにしたいと考えています。

## 私の文化経済学履歴書



### “社会の進展”をめぐり最近の研究動向と文化経済学

一橋大学名誉教授、文化経済学会<日本>初代会長

倉林 義正

#### 1. はじめに

来る2022年は文化経済学会<日本>が創設されて30年を迎える。当時100人そこそこの会員数は、優にその6倍を超える大世帯へと発展した。創立当初からこの学会の会員の一人として、その活動に関わりを持った私に

とっては、今更のこととは言え、慶賀の念と共に、今昔の感に堪えない。創立20周年を祝う行事のハイライトの1つが、2011年11月25日に持たれた20周年記念シンポジウム『グローバル時代の文化経済』であった。近藤誠一（文化庁長官〔当時〕）、福原義春（資生堂名誉会

長) および後藤和子(文化経済学会<日本>会長[当時])が討論に参加されたこと(議論の詳細については『文化経済学』9巻1号, 2012年3月を参照)は、今もなお我々の記憶に新しい。来るべき文化経済学会<日本>の30年を祝う事業に対して大きな期待を込めながら、当面する文化経済学の課題に対して、ささやかな私見を披歴する機会が与えられたことに感謝しつつ、その一端を述べたい。

## 2. “社会の進展”(social development)とは何か

“社会の進展”概念はI. モーリスによる750ページに及ぶ大著 Ian Morris, *Why the West Rules - For Now*, Picador, 2010において、考察の中枢に置かれている概念である。モーリスは“社会の進展”をこの世の事態を円滑に動かす地域社会の人びとの能力である(Morris, 2013, p.5)と定義している。加えて、この“社会の進展”の概念が重要であるのは、過去約200年にわたって欧米諸国(the West)が世界を支配した歴史的事実に由来するのであって、上記モーリスの著作(Morris, 2010)が説き明かしている基調がこの欧米諸国とアジア諸国(the East)との対決に置かれている事実を銘記しておくことが重要であろう。

以下、節を改めて“社会の進展”の計量の問題を取上げるつもりであるが、モーリスが解明しようとする“社会の進展”が問題として重視されるに至った知的な環境の発生と展開、経緯及び“社会の進展”の概念が学界における議論の過程で承認を受けるに至る論争の概略に関し、著者モーリスが目配りを忘れていないことを注意しておこう。

## 3. “社会の進展”を計量する

原理的に言えば、著者の言う“社会の進展”の計量化とは“社会の進展”を代表する特性を抽出して、これを指数として表現する作業である。従ってこの計量化の成否は抽出される①特性と、②構成される指数の形式に左右される。これは指数による計量化の避けることのできない宿命である、とモーリスは言う。モーリスが指数を作成する際の特性とは(a)1人、1日あたりのエネルギー取得量、(b)戦争遂行能力であって、これは軍事力の欧米とアジア諸国との1世紀ごとの比較によって表章す

る。(c)IT (information technology)である。これは男女性別に数量化する。即ち男性に関しては、修得能力別に上級・中級・初級の3段階に分類して、時代別と組合せて得点表を作る。女性については、男性の結果に年代別の調整係数を掛けた値により示す。それぞれ欧米及びアジア地域の地域別に推計する。

## 4. モーリスの手法の日本への適用とその評価

以上これまで長々と議論を進めてきたように、モーリス(2013)で行った“社会の進展”に関する数量経済史的な解明は、すでに故人となられた大川一司先生による明治維新以降の数量経済史的な解明に関するデータの発掘と分析を進めた一橋大学経済研究所に関する研究者グループによるデータの蓄積と分析の成果と集積(いわゆる「長期経済統計」の分析)の経験に照らし、モーリスの手法の日本版を作り上げることは、決して不可能な幻想ではない。また、プリンストン大学を拠点に Kenneth Pomeranz, R. C. Allen, Gregory Clarkらの学者が参加したプリンストン大学を核とする研究グループの成果をも参考にしながら、数量経済史研究の一環として検討することは、これからの文化経済学の研究にとっても重要な着眼点となるに違いない。

(後記) こうした研究動向の判り易い実例としては、分析の主題は相違するが、Robert C. Allen, *Global Economic History: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2011が良い手引きとなる。

### (参考文献)

Ian Morris, *Why the West Rules - For Now*, Picador Books, 2010

Ian Morris, *The Measure of Civilization*, Princeton University Press, 2013



## 私の文化経済学履歴書 指定管理者制度と文化・経済

元びわ湖ホール館長 / 京都橘大学名誉教授  
上原 恵美

長らく滋賀県で文化行政に携わってきたが、2001年に念願の文化芸術振興基本法が成立して2年後、2003年の指定管理者制度を導入した地方自治法の改正は、「基本法」の目指す方向を一挙に崩したというのが、現場での第一印象であった。21世紀に入って「振興基本法」を作らなければならないほど、日本における文化芸術の社会的基盤は脆弱である。予算も少ない。図書館や美術館・博物館には、個別法があり、定義、事業、運営を担う専門職制度も確立している。しかし、劇場・音楽堂については、2012年に法律が成立するまでは、関連法令がなく、それぞれの施設の設置管理条例に任せられ、大半が「はこもの」化していた。また、一足早く独立行政法人となった国立の文化施設の運営費交付金が毎年減額されるという実態をみてきた中で指定管理者制度の導入であったから「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」「施設管理を行わせることができる」という地方自治法改正の趣旨に沿った導入ではなく、コスト削減を目的とする導入になるのではないかと危惧したからである。

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールは、1998年開館以来2005年度まで財団法人びわ湖ホールが管理受託し、2006年度から指定管理者として運営を担ってきた。指定管理期間（5年）の第一期目の途中、2008年3月に県議会での新年度予算審議に当たって、一部議員からびわ湖ホールを一年間休館にしてその間に指定管理者を広く民間から公募してもっと安上がりの運営をし、それによって浮いた財源を福祉に回したらどうかとする動議が出されるという動きがあった。この問題は表面に出る前に県内外から反対署名が多数集まり、動議検討自体がなかったという形で終結した。

このびわ湖ホール2008年3月事件は、指定管理者制度が「施設の設置目的の効果的達成」ではなく、経費節減の手段と理解されていることを示している。その施設が何を目的に開設されたか、その目的を達成するためにどのような事業を実施し、どのような効果を地域社会にもたらすかという視点はない。事実、2014年の地域創造「地域の公立文化施設実態調査」でも「指定管理者へ

の期待・効果」の第一に「管理経費の削減」があげられている。

昨年10月、疲弊したフランス・ナント市を文化芸術の力で復興した前市長ジャン・マルク・エロー氏の講演を聴く機会があった。ナント市は近年日本の数都市で開かれるラ・フォル・ジュルネでおなじみになった。が、それは数多くの文化政策の1つに過ぎない。エロー氏が市長になってすぐに手がけた文化政策は、大きなイベントの実施、中世の城を改修した博物館、旧ビスケット工場を使った文化施設・劇場など文化遺産のリノベーションである。中でも1992年、コロンブスのアメリカ大陸発見500周年事業として大きな船を作り（ナント市は造船業で栄えた都市であった）、船底にナントの町の通りを再現し、芸術家たちを乗せて南米に行き、また東西ドイツ統一20周年にはベルリンに芸術家を派遣して、ナントの芸術を紹介した。エロー氏は「南米行きは、大きな賭であった」と振り返った。市長の「賭」に反対する市民や議員はいなかったかという問いに「市の経済は壊滅状態、財政は最悪、失業率は高く、疲弊しきっていて市民は明日への希望を見いだせなかった（市民も議員も市長の賭に賭けた）」との答が帰ってきた。ナント市は、これら数々の文化政策で今や「住みたい都市」としてよみがえった。

ナントの例に限らず、スペイン・ビルバオ市はグッゲンハイム美術館の誘致で活性化を果たし、フランスのランスという小さな炭鉱の町はルーブル美術館別館の開設で経済復興を目指している。外国の例を持ち出すまでもなく、新潟県の越後妻有アートトリエンナーレ、香川・岡山両県の瀬戸内国際芸術祭は、現代アートの力で過疎地を見事に活性化させた。全国、世界から多数のファンがおとずれ、住民が自信を取り戻した。

十分に練られた計画とそれに見合った投資があれば、文化芸術が地域の経済を活性化させることができる事例は多い。指定管理者制度がいたずらに経費節減に使われるのではなく、地方自治法の定めるとおり文化施設の設置目的を効果的に達成し、文化芸術の力を発揮する手段として使われることを期待する。



## 調査研究成果の交差点

今回の調査研究成果の交差点は、以下 6 件の調査報告をご紹介します。

- (1) 関係機関横断的な文化政策の展開に係る戦略構築のための調査研究事業（2015 年 3 月）
  - (2) 株式会社ニッセイ基礎研究所（平成 26 年度文化庁委託事業）
  - (3) [http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/pdf/h26\\_senryaku\\_kochiku.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/h26_senryaku_kochiku.pdf)
  - (4) 概要：近年、文化芸術の取組が、教育や福祉、まちづくりなどの領域に大きな効果をもたらすことが注目されている。文化庁以外の関係省庁等がそれぞれの政策目標を達成するために実施している文化芸術を活用した施策や事業の実態や成果を調査し、有識者等への意見聴取も踏まえ、「政府全体で進めるべき文化政策の在り方」について考察を行った。
- ◆
- (1) 社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の事例に関する調査研究（2015 年 3 月）
  - (2) 株式会社 野村総合研究所（平成 26 年度文化庁委託事業）
  - (3) [http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/pdf/h26katsudo\\_jirei.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/h26katsudo_jirei.pdf)
  - (4) 文化芸術が、課題の解決に向けて貢献した事例を、様々な観点から収集し、それを踏まえた上で、文化芸術の社会的役割を考察。経済・人口問題、居住問題、健康・福祉問題、人権問題、教育問題、コミュニティの形成などの視点から 63 の取り組みと成果を簡潔に整理。
- ◆
- (1) 諸外国の文化予算に関する調査（2015 年 3 月）
  - (2) 株式会社 野村総合研究所（平成 26 年度文化庁委託事業）
  - (3) [http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/pdf/h26\\_hokoku.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/h26_hokoku.pdf)
  - (4) 平成 24 年度に実施した「諸外国の文化政策に関する調査研究」の文化予算部分のみを最新の状況に改訂。
- ◆
- (1) 国際発信力のある現代美術のキュレーター育成のための状況等に係る調査（2015 年 3 月）
  - (2) 株式会社 野村総合研究所（平成 26 年度文化庁委託事業）
  - (3) 本事業担当 綿江（メールアドレス：a-watae@nri.co.jp）までご連絡ください。
  - (4) 現代美術に係る若手・中堅のキュレーター 30 人にヒアリングを行うとともに、全国 6 ヶ所でシンポジウムを実施。若手・中堅のキュレーターの実態、課題、政府の対応策案などを整理。
- ◆
- (1) 国民文化祭の知名度・注目度の向上に係る調査研究（2015 年 3 月）
  - (2) 株式会社 野村総合研究所（平成 26 年度文化庁委託事業）
  - (3) 本事業担当 綿江（メールアドレス：a-watae@nri.co.jp）までご連絡ください。
  - (4) 平成 25 年度に実施した「国民文化祭の開催効果等に関する調査研究」において指摘された広報に係る課題に関して、瀬戸内国際芸術祭、ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポンなど 6 事業をベンチマーク調査し、具体的な改善策を提案。

- ◆
- (1) 諸外国の現代美術に関する状況等に係る調査研究 (2014年3月)
  - (2) 株式会社 野村総合研究所 (平成25年度文化庁委託事業)
  - (3) 本事業担当 綿江 (メールアドレス: a-watae@nri.co.jp) までご連絡ください。
  - (4) 世界の代表的な現代美術の国際フェスティバルや国際フェアに関する調査。それぞれの概要、参加方法、参加に係る経費、特徴などを整理。あわせて、アジア諸国及び地域 (韓国、シンガポール、台湾、香港) の現代美術に係る支援制度やその国々の現代美術界の状況の概要を整理。

#### 凡例

- (1) 報告書名とその発行年月日、(2) 報告書を発行した組織、(3) 報告書のダウンロードができる URL、または報告書 (冊子) 入手のための連絡先 (メールアドレスや電話番号)、(4) 報告書の概要

## 学会誌「文化経済学」編集委員会より

### 1. 論文の投稿について

「文化経済学」は、年2回発行され、年2回の区切りで投稿論文を受け付けています。

		第14巻第1号 (通巻第42号)	第14巻第2号 (通巻第43号)
締切	論文エントリー	2016年7月末	2017年1月末
	論文提出	2016年9月末	2017年3月末

### <応募・掲載条件>

論文の応募 (エントリー) は本学会員に限られます。学会費が未納の方は論文のエントリーをすることはできません。掲載には、査読委員の審査を経て掲載が妥当と認められること、掲載料をお支払いいただくことが条件となっています。(2ページ毎に6,000円、ただし、50部の抜き刷りを配布いたします。なお、金額は今後、改定の可能性もございます)

### <応募方法>

FAX、email、郵送のいずれかで、下記7点を事務局 (本誌末の連絡先) までお送り下さい。

- ①応募日付 ②応募者名 ③会員番号 ④所属 ⑤タイトル ⑥論文要旨 (400字程度) ⑦応募者連絡先

### <応募にあたっての留意事項>

- ・過去の研究への言及と、従来の研究の流れの中での自己の研究の位置づけ、または独自性が明確になっていること。
- ・論証や実証に必要な文献・資料の参照が行われていること。
- ・歴史的事実等については、事実が正確であるかどうかの確認を行っていること。
- ・応募する論文は未公表のものであること。また、他の学術誌等への投稿の予定がないものに限る。
- ・英文要旨については必ずネイティブ・チェックを受けること。
- ・提出先・提出方法・原稿の形式などの詳細は、文化経済学会のウェブサイトを必ず参照のこと。

<http://www.jace.gr.jp/bosyu.html>

### 2. 学会誌における書評について

学会誌の書評で取り上げて欲しい本がありましたら、メールにて書名をお知らせください (宛先: ktomooka@tcue.ac.jp)。また、書評のための献本をしていただける場合は、友岡邦之編集長まで送付をお願いいたします (宛先: 〒370-0801 高崎市上並榎町1300 高崎経済大学地域政策学部 友岡邦之宛。なお、事務局宛の献本は受け付けておりませんので、ご注意ください)。その後編集委員会で検討し、取り上げるべき本と判断されれば、評者を選定の上、学会誌に書評を掲載します。

## 理事会報告

### 文化経済学会<日本>第XII期第6回理事会

日時：2015年10月24日（土）13：00－14：45  
場所：朱鷺メッセ：新潟コンベンションセンター3階  
小会議室303  
出席者：河島会長、勝浦副会長、八木理事長、有馬、川崎、  
後藤、阪本、佐々木（雅）、澤村、清水、友岡、  
米屋各理事  
委任状提出者（理事）：15名  
欠席者（理事）：3名  
欠席者（監事）：2名

#### 議事

開催に先立って、八木理事長により委任状出席を含め、出席者が定足数を満たしていることが確認されるとともに、今回の秋の講演会の開催に尽力された澤村理事への謝意が述べられた。

#### <第1号議案> 会員の入退会について

最初に、入会申し込み者5人について審議され、異論なく入会が承認された。次に退会希望者について審議され、退会希望者1人の退会が承認された。

#### <第2号議案> 2016年度研究大会（大阪大会）について

プログラム委員長の佐々木（亨）理事、開催校の萩原理事に代わり、資料をもとに勝浦副会長から、すでに開催校において学会の開催に必要な規模の教室が仮押さえされていること、シンポジウムのテーマについては現状では未定であるが、11月頃を目処に大阪の会員の間で検討を行い、決定する予定であることが報告された。

また、特別セッションについては、アーツカウンシル、およびスポーツ経済学と実験経済学の2つのテーマを予定していることが報告された。

以上の点に関して、審議の上、承認された。

#### <第3号議案> 2016年度秋の講演会について

担当の本杉理事が欠席のため、議論を省略することが八木理事長より提案され、了承された。

#### <第4号議案> 2017年度研究大会・秋の講演会について

例年通り、開催主体について公募を行うこと、および、この点について、すでにニューズレターで公表されてい

ることが報告され、承認された。

#### <第5号議案> 第13期役員選挙について

資料に基づき、選挙管理委員を太下理事と草加理事にお願いし、すでに選挙のスケジュールについては両理事との間で調整が行われていること、選出される役員および選挙権、被選挙権、選挙の方法等について説明され、承認された。

選挙の進め方に関して、河島会長より開票の確認作業を電子化することについての提言があった。この点について、事務局の海老根氏より、現在、本学会ではガリレオの提供するシステムにより選挙を行っているため物理的な開票作業の必要はなく、また、最終的な判断も選挙管理委員会ではなく理事会によって行われるため、Web画面を用いた開票作業の電子化が可能であるとの説明があった。以上の説明を受け、あらためて河島会長より開票作業の電子化が提言され、本年度より実施に移すことが異論なく承認された。

勝浦副会長より、曾田監事から在外研究のため2015年度の監査が時期的にできないとの申し出があるため、すでに決定していることが想定される次期監事のうち1名に2015年度の監査をお願いするとの提案がなされ、承認された。

また河島会長より、資料にもとづいて、役員就任・再任状況に関する説明が行われ、長期にわたり継続して理事に就任している会員が多いこと、他学会でもより多くの会員に理事会に関わっていただくための制度を設けているところがあり、本学会でもそうした方法について検討してゆく必要があることが提案された。

#### <第6号議案> 委員会報告等

##### ・国際関係

勝浦副会長より、9月に行われたアジア・ワークショップの開催状況についての報告があった。次回以降について、台湾等海外での開催もふくめて開催地をどのように設定するか、これまで協力いただいているクラマー教授に加えて協力をいただく海外の研究者をどうするか等について審議され、今後、検討を続けていくことで了承された。

##### ・編集委員会

友岡編集長より、ジャーナルの電子化や1年後に全面

公開することなどについては、理事会で決定しているため、投稿・査読のオンライン化について、事務局と早急に検討し、導入を進めることが報告された。また、以上の点を除いては、学会誌の発行は滞り無く進んでおり、投稿状況にも復調の兆しが見られることが報告された。

#### ・ニューズレター

担当の川井田理事が欠席のため、海老根氏より、予定通り発行が進められていることが報告された。

#### ・広報委員会関連

担当の川崎理事より、ホームページのリニューアル作業が完成し、公開されていることが報告された。これに対し、澤村理事よりロゴの利用にかんする質問が出され、会員専用頁からロゴをダウンロードすることができるようになること、デザイナーから示されている使い方のガイドラインを当該ページに掲載することが確認された。

#### <第7号議案> その他

20周年記念出版に関して、河島会長より、修正校がすでに一定数集まっているので、年明けにも校正を行い、7月の大会前の刊行を目指していることが報告された。各理事に対して、献本の協力をお願いするとともに、大会時には販売の予定であることが報告され、了承された。

#### <第8号議案> 顕彰制度について

かねてより理事会で議論してきた顕彰制度について、八木理事長から、奨励顕彰制度として創設することが提案され、資料に基づいて、若手研究者の研究活動の活性化と就職活動に資することを目的とすること、受賞資格を40歳以下の会員とすること、研究大会へ提出されたフルペーパーに基づき選考を行うこと、秋の講演会で授賞式を開催すること、および会長、副会長、プログラム委員長、学会誌編集長、前学会長によって選考委員会を構成することが提案された。

以上の提案に対して審議がなされ、4月1日時点で40歳以下の会員であり、ファースト・オーサーとしてフルペーパーを提出したもののうち、発表者を受賞対象とすること、著作物ではなく発表についての顕彰を明確にするため大会優秀発表賞とすること、選考委員会は会長の指名した選考委員長をもとに組織し、研究大会の座長の協力を得て選考を行うことなどが提案された。

なお、本議題については懇談として提案されたが、以上の点について議論を行う過程で、清水理事より、本理事会において議題に変更することが提案された。この点について参加理事からの異論はなく、1月の理事会で今回の審議をふまえて改めて提起し、ただちに選考委員会を発足させることが承認された。

### 文化経済学会<日本>第XX期第7回理事会

日時：2016年1月9日（土）14：00－15：45

場所：同志社大学 良心館 第一共同研究室

出席者：河島会長、勝浦副会長、八木理事長、衛、川井田、草加、後藤、阪本、佐々木（亨）、佐々木（雅）、清水、友岡、野田、萩原、増淵、本杉各理事、上原監事

委任状提出者（理事）：14名

欠席者（理事）：1名

欠席者（監事）：1名

#### 議事

開催に先立って、八木理事長により委任状出席を含め、出席者が定足数を満たしていることが確認された。

#### <第1号議案> 会員の入退会について

最初に、入会申し込み者5名について審議され、異論なく入会が承認された。次に退会申し込み者について審議され、退会希望者1名の退会が承認された。

続いて、3年以上の会費滞納者37名が報告され、数名の理事から連絡が可能な会員について会費の納入をお願いするとの発言があった。4年以上滞納の会員については、3月末までの会費納入もしくは退会届提出を促したうえで、回答がなければ会員資格を喪失すること、3年滞納の会員については1年の猶予を設けることが承認された。また、この点に関連して、八木理事長より安易に会費未納退会を選択させないという観点から延滞金制度の導入について検討することが提案され、他学会の動向を見つつ検討することで了承された。

#### <第2号議案> 顧問の推薦について

大和滋氏を顧問に推薦することが改めて提案され、承認された。同時に、顧問推薦基準より、山田太門氏を顧問に推薦することが提案された。以上の提案について、



いずれも理事からの異議はなく、勝浦副会長より、今後の進め方としてご本人の内諾を得た上で次回理事会において承認を行うことが説明され、了承された（ただし大和滋氏は内諾済み）。

#### ＜第3号議案＞ 2016年度研究大会（大阪大会）について

最初にプログラム委員長の佐々木（亨）理事により、シンポジウムおよび特別セッションの企画に関する現在の進捗状況が報告された。シンポジウムはテーマを「文化資源を活用した都市・地域再生：アウトカム・インパクトを検証する」とし、大阪市立大学の吉田隆之会員を中心に、特別セッションは、「スポーツが文化や経済、社会にどのような役割を担っているのか」、「日本におけるアーツカウンシルの現状と課題」をテーマとし、それぞれ八木理事長と吉本理事を中心に進められていることが報告された。

次に、開催校の萩原理事から会場となる大阪樟蔭女子大学へのアクセスと、現在仮押さえしている教室に関して報告された。教室については、場合によっては若干の使用料金を支払う必要があるとの説明があった。

続けて、八木理事長により、特別セッションについて、スポーツに焦点を絞ることになったことが補足された。シンポジウムおよび「アーツカウンシル」をテーマとする特別セッションについては、それぞれの担当者を中心に登壇者の見直しを検討することとされ、了承された。

最後に、佐々木（亨）理事より大会までの申し込み等のスケジュールが、萩原理事よりエクスカージョンとして大阪のアートスポット、東大阪の中小企業の見学が検討されていること、懇親会は大学内の生協食堂で行われることが報告された。

#### ＜第4号議案＞ 2016年度秋の講演会について

担当の本杉理事が、資料にもとづき、これまでの理事会の議論の中で3つのテーマ案に絞られてきたことが報告された。この報告に対し、「公立文化活動の行方-コミュニティ・エンゲージメントの視点から-」を包括的なテーマとし、その中に単独のテーマとして案の上がっていた労働問題や指定管理の問題、施設更新の問題を入れることができるのではないかという提案がなされた。議論の結果、コミュニティ・エンゲージメントの観点から人選を考え、アーツ・マネジメント系以外の研究者も含めて検討することが提案され、了承された。

なお、日程については11月の土曜日を中心に検討し、14時までの理事会のあと、14時半から3時間程度の開

催とすること、エクスカージョンについては、必ずしも必要でないことが確認された。

#### ＜第5号議案＞ 2017年度研究大会・秋の講演会について

河島会長より、前回理事会でも報告のあったニューズレターを通じた開催主体の公募には応募がなかったため、大分県立芸術文化短期大学に打診したところ、研究大会の開催を受諾する旨の返答があったことが報告された。これを受けて2017年の研究大会は、大分市で行うことが提案され、異議なく承認された。

また、秋の講演会については、滋賀県および金沢市を中心に開催の可能性を探ることです承された。

#### ＜第6号議案＞ 第13期役員選挙について

八木理事長より、基本的な進め方は前回の理事会で承認されているため、今回は投票期間ほかのスケジュールについてのみ確認することが説明されたのちに、投票期間を2月3日から2月24日までの間とすること、およびそれに伴う役員選挙の日程が資料に基づいて報告され、異議なく承認された。

また、勝浦副会長より、これまでローマ数字を使って表記していた役員の「期」についての表記をアラビア数字によって表記することが提案され、異議なく報告された。

なお、役員選挙に関連して、次回大会においては新会長就任に伴い会長講演をプログラムに組み入れる必要が有ることが事務局から指摘された。

以上の議論のあと、清水理事より、理事会の新陳代謝を図るため、会長経験者はできるだけ理事にならないようにすべきではないかという意見が出された。これに対し、河島会長から前回理事会でも議論のあったとおり、どのような方法をとるかは今後議論するとして、若手も含めより多くの会員に理事会に関わってもらう方法について検討していきたい旨の説明がなされた。

#### ＜第7号議案＞ 委員会報告等

##### ・ニューズレター

担当の川井田理事より、93号の構成と2008年度以来の巻頭言執筆者一覧と2013年度以降の「私の文化経済学履歴書」執筆者一覧が示され、93号の執筆者選出への協力が依頼された。

##### ・国際関係

勝浦副会長より、2016年6月21日から24日の間にスペインのバリャドリッドで開催される国際文化経済学会について、研究報告の申し込み締め切りが1月末日で



あることが紹介された。次に、河島会長より、国際文化政策学会は7月にソウルで開催されることが紹介された。関連して、衛理事より、2月に行われる世界劇場会議についてアナウンスがなされた。

#### <第8号議案> 奨励顕彰制度 大会優秀発表賞について

八木理事長より、前回の理事会にて大筋で認められた大会優秀発表賞について、趣旨、受賞資格、選考方法、授賞式、選考委員会の構成の5点が資料にもとづいて説明され、異議なく承認された。

なお、細かな文言については、修正の指摘を随時受け付けたいとの説明がなされた。

#### <第9号議案> その他

ガリレオの事務局体制について、前任者の休職に伴い、体制を変更することが説明され、資料に基づき新たな事務局体制が報告された。

関連して、この間、メーリングリストの削除漏れが指摘された件に関連して、会員システムとメーリングリストが同期しているわけではないため、事務局の手作業を伴わないメールアドレスの変更はメーリングリストに反映されないことが説明された。これに対応するため、数年に1度費用をかけて更新を行うことが提案され、了承された。

最後に、学会誌担当の友岡理事より、学会誌の電子公開に関して、J-stageの新方針が昨年11月に示されたことを契機に本学会でも公開の手続きを3月以降進めて行きたいが、その際の公開方法の選択について、三役との検討が必要であることが報告された。また、論文査読システムのオンライン化については、できるだけ早く対応したいとの報告がなされた。

### 入退会情報（敬称略）

#### ◎ 理事による書面審査にて承認（2015.7.31）

**入会** 烏賀陽梨沙（同志社大学）、新谷正彦（西南学院大学）、中川和哉（神戸ルーテル神学校）

#### ◎ 第Ⅶ期第6回理事会（2015.10.24）にて承認

**入会** 町田樹（早稲田大学大学院）、山田貴史（同志社大学）

**退会** 1名

#### ◎ 第Ⅶ期第7回理事会（2016.1.9）にて承認

**入会** 石川緋名子（静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター）、簡逸威（京都情報大学院大学）、庄子博人（同志社大学）、田中敦仁（（一財）地域創造）、山岸淳子（（公財）日本フィルハーモニー交響楽団）

**退会** 1名



## 《支部活動報告》 関西支部活動報告

前回の報告（ニューズレター 92 号掲載）以降、関西支部では、2 度の研究会を開催している。

第 2 回の研究会は、後藤和子教授のご協力のもと、9 月 15 日に翔学園大阪センターにて開催され、エラスムス大学教授で国際文化経済学会会長の A. クラマー教授をお招きし、The value based approach to cultural economics と題する講演を行っていただいた。文化経済学の重鎮の一人マイケル・ハターによれば価値に関する議論は、文化経済学が経済学全般に与えた理論的インパクトのひとつであるが、クラマー教授はそのもっとも有力な論者の一人である。

クラマー教授の議論をこの短い報告の中で要領良くまとめることはとてもできないが、ごく短くまとめれば、価値は価格とは異なるものであり、財はそれが用いられる文脈によって評価の方法が異なるということになるかと思う。平日の開催ということもあり、多くの参加者を得ることができなかったのは残念であるが、クラマー教授と後藤教授との間で交わされた、「工芸品」より広く言えば、生活の中で用いられる実用物の価値に関する議論は興味深いものであった。クラマー教授は、「実習」「練習」などを表す praxis という単語を用いて、文化の価値は芸術のようにそれ自体を目的として創造されるものにのみ認められると主張されたのに対し、後藤教授はその反例としてさまざまな工芸品の文化的価値について言及された。こうした着目点の違いの背景には、おそらく日本とヨーロッパの文化、あるいは生活様式といったものの違いがあるように感じられ、文化経済学の奥深さをあらためて感じさせられた。

第 3 回の研究会は、河島伸子教授、八木匡教授のご協力で、1 月 9 日に同志社大学にて開催された。講師としてお迎えしたのは、京都・西陣でアートイベント企画会社「miho project」を興して活動しておられるアートプロデューサーの武智美保氏である。武智氏は、ご自身がかかわられた studio AZZURRO のアートプロジェクトや、ご自身がプロデュースしておられる和太鼓パフォーマンス「BATI-HOLIC (バチ・ホリック)」など、これまでご自身が行ってこられた活動の具体的な事例に触れながら、アートプロデューサーという仕事と、その経済環境について述べられた。武智氏のお話の中には、バブルの崩壊以後、アートプロデューサーの仕事が補助金を探す仕事になってしまっている側面があるなど、経済面での苦労に関する話題も多く、現在の文化の現場が日本の経済的な停滞によって苦しめられている様子が聞き手にリアルに伝わってきたものと思う。しかし、私自身が最も印象に残ったのは、質疑応答の最後に、海外で活躍されたあと日本に戻って来られた理由として「自分の感性で良いと思ったものが京都にあった」とおっしゃったことである。武智氏は「文化が経済を作る力にならねばならない」と同時に「足りないのは文化力を作るための経済」ともおっしゃっていたが、武智氏のようなアートプロデューサーの観点から見てよいものが京都にあるならば、それを活かすための経済を動かす仕組みを作っていくことがより重要なのではないかと考えさせられた。

理事会の後に開催したこともあり、数多くの参加者を得ることができ、実りの多い研究会であった。

(阪本 崇)

季刊「文化経済学会」 No. 93  
2016 年 4 月 4 日発行  
ISSN 0918-3787

発行 文化経済学会<日本>

発行人 河島 伸子

編集人 川井田 祥子

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-24-1 第 2 ユニオンビル 4F  
(株) ガリレオ 学会業務情報化センター

E-mail : g018jace-mng@ml.gakkai.ne.jp

URL : <http://www.jace.gr.jp/>

© 2016, Japan Association for Cultural Economics